

勸告

勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 平成31年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 勤勉手当

(ア) 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(イ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおりに改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおりに改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.525月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号)の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.525月分とすること。

2 給与制度をめぐる諸課題の内容

(1) 住居手当

ア 住居手当は、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と14,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

(2) 地域手当

ア 地域手当の支給割合を、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に引き下げること。

(ア) 東京都特別区 100分の18.7

(イ) 大阪府大阪市 100分の14.7

(ウ) 広島市及び安芸郡府中町 100分の6.2

(エ) (ウ)の地域を除く広島県内の地域 100分の3.2

イ アにより生じる職員給与への影響を考慮し、1による改定後の給料表の給料月額について、地域手当を引き下げる割合と同程度引き上げる等の措置を講じること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、2については、令和2年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。